解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十九年一月十九日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

岡山県美作市真加部一六一六番地
清算法人長谷内土地改良区
清算人代表　浅尾　吉弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十六万円減少し九千九百八十四万円とすることにいたしました。

効力発生日は、平成二十九年三月二十三日であり、株主総会の決議は、平成二十九年二月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　一九三頁（号外第一四六号）

平成二十九年二月二十二日

埼玉県和光市南二丁目三番一三号和光理研インキュベーションプラザ
株式会社先端力学シミュレーション研究所
代表取締役社長　常木　優克

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円、資本準備金の額を全額減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十九年二月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は平成二十八年十月四日付、官報（号外第二一九号）六十二頁に掲載しております。

平成二十九年二月二十二日

札幌市中央区北五条東二丁目一番地二の二
ＡＦＴビル　株式会社アットマークテクノ
代表取締役　實吉　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市宮寺一九二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西嶌　房彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　保坂　光彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大山東町二四番地、最後の住所埼玉県富士見市関沢三丁目一七番八号
被相続人　亡　古閑　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

埼玉県所沢市くすのき台一―一二―一内野ビル二階徳永法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳永　眞澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市豊四季一三一番地一二、最後の住所千葉県柏市豊四季一三一番地の一二
被相続人　亡　立枕　隆光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

事務所千葉県柏市柏四―一―一七　森田ビル二階　柏綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇田　章吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区竹ノ塚三丁目二六五五番地、最後の住所東京都足立区江北四丁目二二番七―一〇四号　被相続人　亡　中尾さゆり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区佃一丁目一番地、最後の住所東京都江東区東砂六丁目一三番二号
被相続人　亡　越川　審一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

事務所東京都千代田区麹町三―一二―五近代ビル七階横松総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横松　昌典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区一之江一丁目一七番、最後の住所東京都江戸川区一之江一丁目一七番一〇号　被相続人　亡　宮田　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

東京都新宿区新宿二―一―七井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所
相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市つきみ野八丁目一番地六、最後の住所神奈川県大和市下鶴間二〇四七番地コトーつきみ野六一一号　被相続人　亡　柾木　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル六階
相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県中郡大磯町石神台三丁目一八番、最後の住所神奈川県中郡大磯町石神台三丁目一八番三号　被相続人　亡　松崎　信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日

神奈川県平塚市代官町一〇番一三号ファーストビル代官町四階　城田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小澤　敦史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして甲は乙の一般乗用旅客自動車運送事業の一部に関する権利義務を承継して乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

平成二十九年二月二十二日

福岡県久留米市津福本町四六番地一
（甲）久留米第一交通株式会社
代表取締役　北崎　祐一
福岡市城南区樋井川二丁目一番五四号
（乙）福岡第一交通株式会社
代表取締役　平野　秋廣

第16期決算公告　平成29年2月22日

福岡市城南区樋井川二丁目1番54号
福岡第一交通株式会社
代表取締役　平野　秋廣

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	239,915
	固定資産	426,089
	合計	666,005
負債及び純資産の部	流動負債	442,468
	（うち賞与引当金）	(61,388)
	固定負債	92,968
	資本金	130,569
	株主資本金	10,000
	資本剰余金	4,000
	資本剰余金	116,569
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	114,069
	（うち当期純利益）	(104,240)
	合計	666,005